

平成29年第4回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長

みなさんおはようございます。ただいまより平成29年第4回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、7番井澤議員と8番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、昨日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果につきまして、議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

本日招集されました第4回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催しました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日5月12日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成29年3月分の出納検査の結果報告がありまして、その報告書の写しをお手元に配布しておきました。ご了承願います。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1点目として、JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会の設置について、2点目として、優駿日高道！！オール日高魅力発信会議の設置及びキャンペーンの実施について、2点について、報告願います。川上町長。

町長

それでは1点目のJR日高線（鵠川様似間）沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会の設置について報告を申し上げます。日高線、鵠川から様似間は、2015年1月の高波被災後、日高管内7町と北海道、そしてJR北海道でつくる沿線協議会におきまして、これまで復旧対策等を協議してきたところでございますが、今年の2月に第7回のJR日高線沿線自治体協議会が開催されまして、この場におきまして、JR北海道から正式に日高線の復旧断念並びにバス等への転換に向けた協議開始についての方針が示されたところでございます。これらを受けまして、台風災害等の相次ぐ被災によりまして、限りなく全線開通は難しい状況を踏まえまして、バス転換並びにデュアルモードビークル、DMV導入等も含めて調査検討することで、これらについては3月の町議会定例会において、行政報告をしているところでございますが、4月12日に新ひ

だか町におきまして J R 日高線（鶴川様似）沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会を正式に設置をしたところでございます。また当協議会の構成メンバーにつきましては、管内の 7 町長及び北海道、日高振興局、北海道運輸局をもって構成し、そのほかに苫小牧、白老、厚真町、安平町、むかわ町の東胆振 1 市 4 町の代表として、むかわ町がオブザーバーとして参加することになりました。具体的な調査検討については、鉄道と道路を走行できる DMV の導入や、バス運行を含め、地域公共交通のあらゆる可能性について、11 月中旬を目途にしながらか調査し、その結果を公表する予定でございます。なお、既存の J R 日高線沿線自治体協議会については、その間、一時休止することとしたところでございます。以上で 1 点目の行政報告を終わらせていただきます。次に 2 点目の優駿日高道！！オール日高魅力発信会議の設置及びキャンペーンの実施についてでございますが、平成 30 年の 3 月予定の日高自動車道、厚賀インターチェンジ開通を契機にしながら、日高地域の関係機関、団体が一丸となって、日高の魅力と情報を発信する、優駿日高道！！オール日高魅力発信会議が 2 月 27 日日高町で設立総会が開催されたところでございます。人口減少や超高齢化が進む中、オール日高で管内の交流人口拡大や、地域活性化につながることを目的としております。初年度となる 29 年度については、振興局と 7 町でプロモーション事業費を拠出しながら、4 月からキャンペーンロゴマークを公募し、6 月に決定する予定でございます。また、うにまつり、桜まつりなど、管内イベントのほか、7 月以降は、道央圏のサービスエリアや各種イベントプロモーションで厚賀インターチェンジ開通をアピールする予定でございます。また、道産感謝デー、さっぽろオータムフェストなどでも PR する計画でございます。さらには来年 3 月の開通前には、日高自動車道を利用したハイウェイウォーク、ロードレース大会なども検討し、厚賀インターチェンジ開通の期待感を高めていくことになりましたので、ご報告を申し上げたいと思います。以上 2 点について行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、議会の運営に関する基準 41 先例 2 及び 105 により、選考委員会の選考に基づき、議長が指名推薦することとなっております。また選考委員会についても指名推薦による、選出委員 5 名で構成することになってはいますが、今回の選考委員の選出につきましては、正副議長を含めた 5 名を議長の指名により選出したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、常任委員会委員の選任については、正副議長を含めた 5 名を議長において指名することに決定しました。選考委員として、8 番四戸議員、9 番松澤議員、10 番貝澤議員を指名します。この 3 名に正副議長を加えた 5 名が選考委員として決定しました。休憩します。休憩中、ただち

に選考委員会を正副議長室で開き各常任委員会委員の選考をお願いいたします。

(休 憩 午前 9 時 4 0 分)

(再 開 午前 9 時 4 5 分)

議長 再開します。常任委員の選考結果を選考委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番  
四戸議員 8番四戸です。先ほど開催されました各常任委員会の選考結果についてでございますが、ご報告いたします。

まず、総務文教常任委員会委員、1番松原議員、3番櫻井議員、4番中川議員、6番高山議員、7番井澤議員、8番四戸、10番貝澤議員、11番千葉議員、12番鈴木議員。

続きまして、産業厚生常任委員会委員、2番丹野議員、4番中川議員、5番藤澤議員、6番高山議員、7番井澤議員、8番四戸、9番松澤議員、11番千葉議員。

以上のとおり、選考結果をご報告いたしますので、議長よりお諮りお願いいたします。

議長 ただいま選考委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、常任委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。休憩します。

(休 憩 午前 9 時 4 7 分)

(再 開 午前 9 時 4 8 分)

副議長 それでは、再開いたします。

日程第6、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま、総務文教常任委員に選任されました鈴木議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその責務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の場合における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではありません。また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、常任委員を辞退したいとするものです。辞任について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。休憩いたします。

(休憩 午前9時48分)

(再開 午前9時49分)

議長

再開します。常任委員会委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。休憩します。休憩中に、正副議長室で順次各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。最初に総務文教常任委員会、次に産業厚生常任委員会の順で、直ちに開催していただきたいと思っております。

(休憩 午前9時50分)

(再開 午前9時58分)

議長

再開します。休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われまして、その結果報告が手元に参りましたので報告いたします。総務文教常任委員会委員長には、10番貝澤議員、副委員長には1番松原議員。産業厚生常任委員会委員長には、9番松澤委員、副委員長には4番中川議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。よろしく願いをいたします。日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会は、議会運営等の全般について協議し、議長の諮問事項も審議する委員会であります。委員会の構成については、議会の運営に関する基準138により副議長、各常任委員長及び一般議員2名の合計5名となっております。委員の選任方法については、議会の運営に関する基準41先例2及び105により、選考委員会の選考に基づき、議長の指名推薦により選出したいと思っております。また、選考委員会につきましても、指名推薦による選出委員5名で構成することとなっておりますが、今回の選考委員会の選出については、正副議長を含めた5名を議長の指名により選出したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議会運営委員会委員の選任については、正副議長を加えた5名を議長において指名することにいたします。選考委員として8番四戸議員、9番松澤議員、10番貝澤議員を指名します。この3名に正副議長を加えた5名を選考委員と決定しました。休憩します。休憩中直ちに選考委員会を正副議長室で開き、議会運営委員会委員の選考をお願いいたします。

(休憩 午前10時 1分)

(再開 午前10時 5分)

議長 再開します。議会運営委員の選考結果を選考委員会委員長より報告願います。  
8番四戸議員。

8番  
四戸議員 8番四戸です。先ほど開催されました議会運営委員会の選考結果についてでございしますが、報告いたします。議会の運営に関する基準138、先例1により、議会運営委員の構成は副議長、各常任委員長、一般議員2名となっていることを踏まえ、以下のとおり選考いたしました。議会運営委員会委員には、6番高山議員、8番四戸、9番松澤議員、10番貝澤議員、11番千葉議員。以上のとおり、選考結果をご報告いたしますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 ただいま選考委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することとなっております。休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。休憩します。直ちに正副議長室で委員会を開催願います。  
  
(休憩 午前10時 7分)  
(再開 午前10時12分)

議長 再開します。休憩中に開催されました議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告いたします。議会運営委員会委員長には8番四戸議員、副委員長には6番高山議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお祈りをいたします。  
日程第8、議案第1号固定資産評価員の選任についてを議題とします。本議案は同意案件ですので、税務課福士課長の退席を求めます。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第1号固定資産評価員の選任についてご説明を申し上げます。固定資産評価員に次の者を選任したいので地方税法第404条第2項の規定により同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町本町180番地2、氏名、福士美鶴、税務課長でございます。生年月日は昭和37年7月11日、54歳です。前任者については定年退職のため、税務課長を選任するものでございます。人格識見も高く、適任者でありますので、選任同意についてよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第1号固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

日程第9、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。平成29年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきまして、平成29年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。それでは、専決処分の理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律、平成29年法律第2号、地方税法施行令の一部を改正する政令及び省令が平成29年3月31日に交付されることに伴い、いずれも施行月日が平成29年4月1日であるため、平取町税条例の一部を改正するものでございます。4ページから13ページまでが改正条文となりますが、改正内容につきましては、14ページの新旧対照表によりご説明いたします。なお、今回の改正の概要は、一部の特例の延長のほかは、法律改正に伴う法規定の新設及び字句文言の使い方や条項番号の変更など、所要する規定の整備となっております。14ページをお開き願います。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案となっております。最初に、第33条所得割の課税標準、第4項と第6項です。この二つの条項は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確した規定となっております。次に、15ページです。第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定ですが、ここは第33条の改正に伴う所要する規定の整備となります。同じく15ページ、第48条、法人の町民税の申告納付と、17ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きの規定です。この二つの条項は延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備となり、字句の使い方、改正による条項の整理をしております。次に、19ページをお開きください。第61条、固定資産税の課税標準ですが、第8項が地方税法第349条の3の4の規定が新設されたことによります条文の改正となります。ここでは、震災

等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の標準課税の特例について規定したものであります。次に、第61条の2が新設で追加されております。これは、地方税法第349条の3第28項から第30項の新設による追加となります。固定資産税の課税標準の特例について、条例で定める割合を定める規定となっております。第1項は家庭的保育事業に係るもので、割合は2分の1、第2項は、居宅訪問型保育事業に係るもので、割合は2分の1、第3項は、事業内保育事業に係るもので割合は2分の1としています。これは、保育の受け皿整備の促進のための措置となっております。続いてその項下第63条の2ですが、区分所有に係る固定資産税の割合を規定しております。居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、区分所有者全員の協議による更正方法の申し出について改正したものであります。次に20ページ、第63条の3ですが、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を改正したものであります。次に、21ページ、第74条の2、被災住宅用地の申告ですが、これも第63条の3の改正にあわせて改正するもので、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定としております。次に、22ページから附則になります。附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定で控除対象配偶者の定義の変更に伴い、条文中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものであります。次に附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で適用期限を3年間延長し、平成33年度とする改正でございます。附則第10条、読替規定は、地方税法改正にあわせて改正するものでございます。続いて23ページをお開きください。附則第10条の2は地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、我が町特例として固定資産税の課税の特例を規定するもので、地方税法の改正による項番号の改正と新設になります。第17項が改正により追加となりまして、これは特定事業所内保育施設に係るもので、条例で定める割合は2分の1としております。次に、第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございますが、特定耐震基準適合住宅、特定熱損失防止改修住宅に対する減額に係る規定で、法規定の新設にあわせて、追加及び改正としております。次に、27ページをお開きください。附則第16条、軽自動車税の税率の特例で、軽自動車税の種別割の税率の特例を規定するものでございます。今回、新たな軽自動車制度の環境性能割が施行されるまでの間の2年間、グリーン化特例の適用期限を延長するもので、5項から7項が追加となっております。続いて28ページ、附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例ですが、法規定の新設にあわせた追加条項となっております。軽自動車税の制度改正にあわせ、グリーン化特例の適用期限2年延長に係る軽自動車税の賦課徴収の特例について時限的に規定しております。昨年、自動車メーカーの燃費データ不正によりグリーン化特例の対象車両に係る

納付不足額が生じるという事案が発生いたしました。このような案件に対応すべく、法規定の新設にあわせ、追加されるものでございます。第3項においては、加算金について規定されております。次に、29ページをお開きください。附則第16条の3、以降30ページ、附則第20条の2、31ページ、附則第20条の3までは、法改正にあわせて規定の整備となっております。それでは33ページをお開きください。改正条例附則第5条による改正ですが、平成29年条例第3号で附則の表につきまして改正しているところですが、本則の改正規定により読み替えに不一致が生じることから、附則の中で改正する規定とし、附則第16条の規定の整備にあわせるものとしております。議案書11ページにお戻りください。附則をご覧ください。附則におきましては、施行期日及び経過措置を定めております。第1条においてこの条例は平成29年4月1日から施行し、附則第5条の規定は公布の日から施行するものでございます。第2条以降におきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置及び軽自動車税に係る所要の改正としております。以上で説明を終了いたします。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第10、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書36ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。次のページをご覧ください。平成29年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、平成29年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。それでは専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に交付されることに伴い、いずれも施行月日が平成29年4月1日であるため、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。条文の改正内容につきましては、



39ページの新旧対照表によりご説明いたします。39ページをご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正後の条例案となっております。第23条において、国民健康保険税の減額について規定しております。第2号及び第3号では国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の規定となっておりますが、ここの加算額を引き上げる改正となっております。第2号では5割軽減世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人当たり現行26万5千円を27万円に、第3号では2割軽減世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人当たり現行48万円を49万円にするものでございます。38ページに戻っていただきまして、附則としましてこの条例は平成29年4月1日から施行するものでございますが、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。以上説明を終了いたします。ご承認賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第11、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは報告第3号専決処分報告についてご説明をいたしますので、議案の40ページをお開きください。財産の取得の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。次のページで、平成29年専決処分第3号財産の取得について。取得する財産につきましては、議案の42ページにありますとおり、昨年6月の定例会において事業契約の締結について議決をいただきました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法により建設を進めていましたグループホーム、平取町生活支援ハウスです。所在地は、沙流郡平取町振内町31番地17、構造等につきましては、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、528.74平方メートルです。取得金額は8千万円。取得の相手方は、沙流郡日高町富川南4丁目2番49号、株式会社富川グロリアホーム、代表取締役谷井和恵氏です。この財産の取得については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議決を要する案件ですが、年度末ぎりぎりの完成、

また現地検査ということで今回専決処分ということにさせていただきました。  
以上専決処分の報告としますので、ご審議のほうよろしくお願いたします。  
以上です。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、報告第3号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第12、議席の変更を行います。議席の変更につきましては、会議規則第3条3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席はお手元にお配りいたしました議席番号表のとおりであります。議席番号及び氏名を事務局長より朗読いたします。事務局長。

議会事務  
局長

それでは変更後の議席番号についてご報告いたします。議席番号1番松澤議員、2番松原議員、3番櫻井議員、4番丹野議員、5番井澤議員、6番藤澤議員、7番中川議員、8番貝澤議員、9番高山議員、10番四戸議員、11番千葉議員、12番鈴木議員。以上です。

議長

この議席は次の議会から使用します。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

議案の審議状況を報告します。議案1件で同意1件、報告3件で承認3件、承

認1件で決定1件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成29年第4回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

(閉 会 午前10時38分)